

令和元年度 第2回国民健康保険運営協議会資料

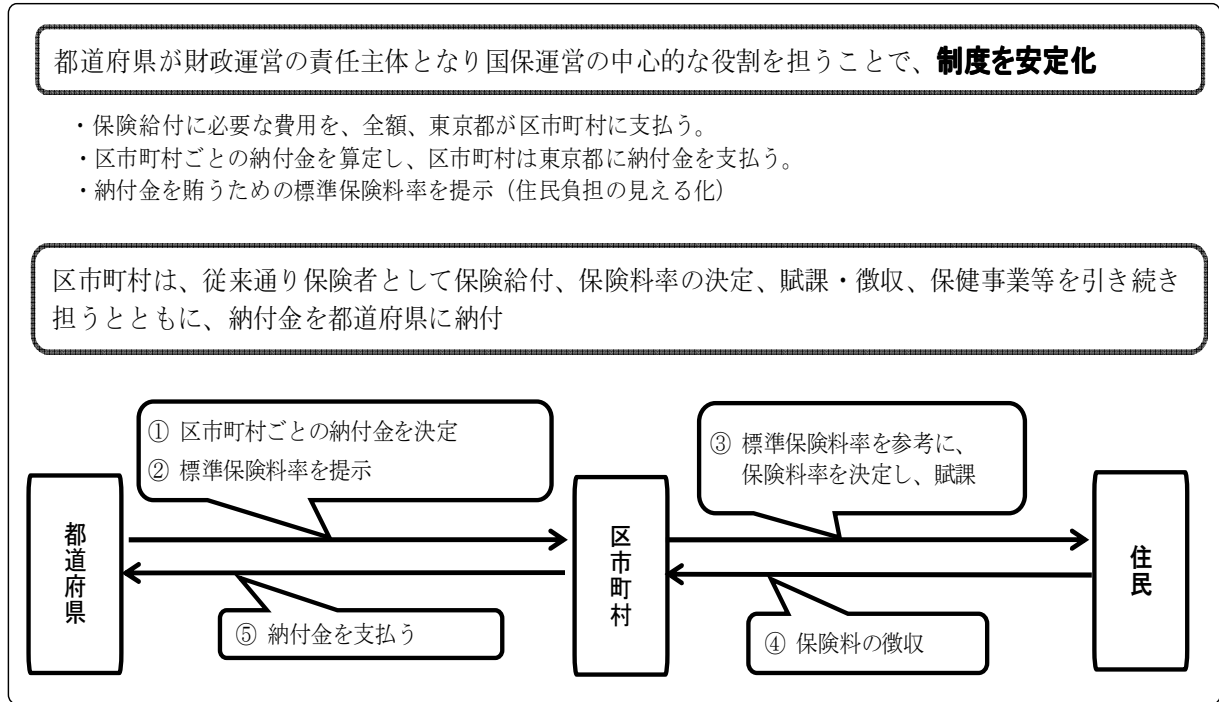
【国民健康保険税改定関係】

1 令和2年度小金井市国民健康保険税の税率改定について

- | | | |
|--|-----|------|
| (1) 納付金・標準保険料率・保険税調定額について
－納付金から保険税調定額までの算出方法の説明－ | ――― | 資料 1 |
| (2) 令和2年度国民健康保険税算定の考え方について
－改定案提案理由の説明－ | ――― | 資料 2 |
| (3) 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表
－改定案による国民健康保険税改定の内容の説明－ | ――― | 資料 3 |
| (4) 世帯例別の所得階層別保険税額
－改定案による世帯例別・所得階層別保険税の影響額の説明－ | ――― | 資料 4 |
| (5) 小金井市国民健康保険税税率改定状況 | ――― | 資料 5 |
| (6) 令和元年度26市国民健康保険税（料）率等の状況 | ――― | 資料 6 |

納付金・標準保険料率・保険税調定額について

1 改革の概要



2 納付金の算定方法

■各区市町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

- 医療費水準
 - 全て反映 ($\alpha = 1$)
 - (理由)
 - ・ 医療費水準に見合わない保険料負担とならないよう配慮するため。
 - ・ 医療費水準に応じた保険料水準とすることで、医療費適正化のインセンティブを確保するため。
- 所得水準
 - 都の所得水準（医療分：1.33 応能分：応益分=57：43（1.33：1））を反映
 - (理由)
 - ・ 同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため。

■都の納付金必要額
(令和2年度仮係数による算定)

医療給付費 7,991億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額
後期支援金 1,692億円			
介護納付金 683億円			
	3,636 億円	2,434 億円	4,296 億円

■区市町村ごとの納付金算定方法

$$\left(\begin{array}{l} 57 \\ \vdots \\ 43 \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{都全体に占める所得割合} \\ \text{都全体に占める被保険者数割合} \end{array} \right) \times \text{医療費指数} = \text{当該区市町村の納付金}$$

3 標準保険料率の算定方法

○標準保険料率の2つの役割

- (1)各区市町村のあるべき保険料率（標準的な住民負担）の見える化
- (2)各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

○都道府県は、各区市町村に対して、以下の3つの標準保険料率を示す。

①都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒都においては2方式(所得割及び均等割)
③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準に基づく保険料率

■②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法

納付金
+
保健事業費
葬祭費等

÷

標準的な
収納率

=

賦課すべき保険料
必要総額

→

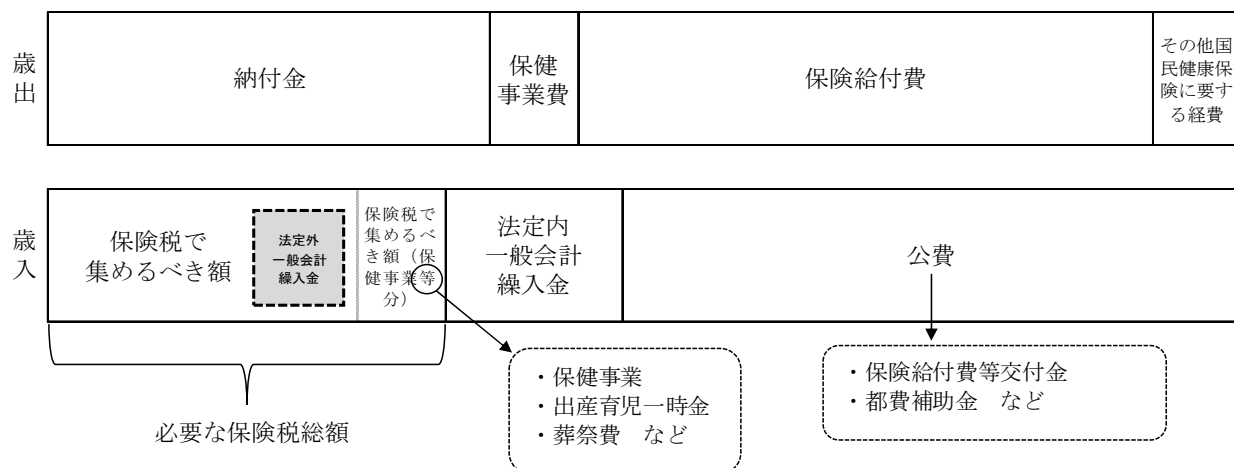
標準
保険料率

②は、区市町村ごとの所得等を反映し、応能分・応益分にかけて算定

③は、区市町村ごとの算定方式（2方式等）及び応能分・応益分等の割合に応じて算定（区市町村の保険料率の算定基準が②と異なることもあるため、参考に提示）

4 保険税調定額の算出方法

(1) 区市町村の財政構造のイメージ



(2) 保険税調定額の算出方法

納付金に、保健事業費及び保険給付費のうち保険給付費等交付金の対象とならない出産育児一時金・葬祭費の費用等を加算し、そこから法定内一般会計繰入金及び

保険給付費等交付金など市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引いた額が「必要な保険税総額」となる。

必要な保険税総額を「標準的な収納率」で割り戻し、「保険税調定額」を算出する。

設定した保険税率で算出した保険税調定額が、必要な保険税総額に満たない場合は法定外一般会計繰入金で補填することになる。

5 令和2年度仮係数に基づく納付金・保険税調定額

一般分	医療分	後期分	介護分	合計
納付金 (d')	2,336,908,675	785,825,985	307,664,466	3,430,399,126
必要な保険税総額 (e)	1,905,925,358	721,126,696	283,115,529	2,910,167,583
標準的な収納率 (s)	97.17%	97.17%	96.60%	
保険税調定額 (e')	1,961,433,938	742,128,945	293,080,258	2,996,643,141

退職分	医療分	後期分	介護分	合計
納付金 (d')	1,362,546	674,527		2,037,073
保険税調定額 (e')	1,362,546	674,527		2,037,073

全体	医療分	後期分	介護分	合計
納付金 (d')	2,338,271,221	786,500,512	307,664,466	3,432,436,199
保険税調定額 (e')	1,962,796,484	742,803,472	293,080,258	2,998,680,214

6 令和2年度仮係数に基づく標準保険料率

	医療分		後期支援分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
①都道府県標準保険料率	7.43%	43,369円	2.48%	14,203円	2.39%	17,567円
②区市町村標準保険料率	5.98%	34,884円	2.27%	13,025円	2.17%	15,946円
③区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	6.59%	25,532円	2.28%	11,994円	2.24%	14,384円

1 令和2年度標準保険料率と令和元年度保険税率の比較

	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
都道府県標準保険料率	7.43%	43,369円	2.48%	14,203円	2.39%	17,567円
区市町村標準保険料率	5.98%	34,884円	2.27%	13,025円	2.17%	15,946円
区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	6.59%	25,532円	2.28%	11,994円	2.24%	14,384円
令和元年度保険税率	5.55%	26,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円

2 令和2年度保険税率算定の考え方

(1) 税率改定検討の前提

- 将来的な保険料率水準の統一化に向けて、標準保険料率に近づけていく。
- 一般会計からの法定外繰入を計画的・段階的に解消・削減していく。
- 将来にわたる被保険者の急激な負担増とならないよう配慮する。

(2) 改定案の提案理由

(1)の条件で検討し、次の方針に基づき、改定案を策定した。

- 現行の税率と区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率を比較した場合に、医療分において、所得割は乖離があるため引き上げることとする。均等割は、区市町村標準保険料率との乖離が大きいが、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮し、今回は改定しない。また、支援分及び介護分の所得割及び均等割は区市町村標準保険料率との乖離が比較的少ないことから、今回は改定しない。

3 令和2年度保険税率改定案

(1) 令和2年度保険税率改定案

	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和2年度保険税率改定案	5.75%	26,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円

(2) 令和2年度保険税率改定案と令和元年度保険税率の比較

	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和2年度保険税率改定案	5.75%	26,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円
令和元年度保険税率	5.55%	26,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円
差	0.20%	0円	0.00%	0円	0.00%	0円

小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	5.55%	5.75%	0.20%
均等割	26,000円	26,000円	0円
賦課限度額	610,000円	610,000円	0円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㉞	1,408,440	1,459,200	50,760
均等割総額 ㉟	576,450	576,450	0
低所得者軽減額 ㊱	128,902	128,902	0
賦課限度額超過額 ㊲	335,239	352,997	17,758
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊳	2,578	2,545	△ 33
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	1,518,171	1,551,206	33,035
応能割応益割の構成比率	応能割65.06% 応益割34.94%	応能割65.74% 応益割34.26%	
調定見込額改定率	2.18%		

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	2.05%	2.05%	0.00%
均等割	13,000円	13,000円	0円
賦課限度額	190,000円	190,000円	0円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㉞	519,389	519,389	0
均等割総額 ㉟	287,758	287,758	0
低所得者軽減額 ㊱	64,347	64,347	0
賦課限度額超過額 ㊲	137,852	137,852	0
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊳	1,377	1,377	0
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	603,571	603,571	0
応能割応益割の構成比率	応能割57.01% 応益割42.99%	応能割57.01% 応益割42.99%	
調定見込額改定率	0.00%		

(3) 介護分

① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	2.00%	2.00%	0.00%
均等割	15,000円	15,000円	0円
賦課限度額	160,000円	160,000円	0円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㉞	206,166	206,166	0
均等割総額 ㉟	109,156	109,156	0
低所得者軽減額 ㊱	23,376	23,376	0
賦課限度額超過額 ㊲	61,418	61,418	0
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊳	230	230	0
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	230,298	230,298	0
応能割応益割の構成比率	応能割57.01% 応益割42.99%	応能割57.01% 応益割42.99%	
調定見込額改定率	0.00%		

(4) 全体分

	改定前	改定後	改定に伴う影響(増減)
調定見込額	2,352,040千円	2,385,075千円	33,035千円
応能割、応益割の構成比率	応能割 62.17% 応益割 37.83%	応能割 62.65% 応益割 37.35%	応能割 0.48% 応益割△0.48%

	増減率
改定に伴う調定額全体分の増減率	1.40%

(5) 一人当たりの国民健康保険税(医療分・支援分・介護分)

被保険者総数(令和2年度平均見込)	22,560人
-------------------	---------

	改定前	改定後	一人当たりの影響額
一人当たりの国民健康保険税 (医療分・支援分・介護分)	104,257円	105,721円	1,464円

世帯例別の所得階層別保険税額

資料4

モデルケース	夫38歳 妻35歳 子7歳			夫43歳 妻41歳 子10歳 子7歳		
	現行税率年税額①	改定案年税額②	比較②-①	現行税率年税額①	改定案年税額②	比較②-①
0円	7割軽減 35,100円	7割軽減 35,100円	0円	7割軽減 55,800円	7割軽減 55,800円	0円
400,000円	5割軽減 63,700円	5割軽減 63,900円	200円	5割軽減 99,600円	5割軽減 99,800円	200円
800,000円	5割軽減 94,100円	5割軽減 95,100円	1,000円	5割軽減 138,000円	5割軽減 139,000円	1,000円
1,000,000円	5割軽減 109,300円	5割軽減 110,700円	1,400円	5割軽減 157,200円	5割軽減 158,600円	1,400円
1,200,000円	2割軽減 159,600円	2割軽減 161,400円	1,800円	5割軽減 176,400円	5割軽減 178,200円	1,800円
1,400,000円	2割軽減 174,800円	2割軽減 177,000円	2,200円	5割軽減 195,600円	5割軽減 197,800円	2,200円
1,800,000円	2割軽減 205,200円	2割軽減 208,200円	3,000円	2割軽減 289,800円	2割軽減 292,800円	3,000円
2,000,000円	243,800円	247,200円	3,400円	2割軽減 309,000円	2割軽減 312,400円	3,400円
2,500,000円	281,800円	286,100円	4,300円	394,200円	398,500円	4,300円
3,000,000円	319,800円	325,200円	5,400円	442,200円	447,600円	5,400円
3,500,000円	357,800円	364,100円	6,300円	490,200円	496,500円	6,300円
4,000,000円	395,800円	403,200円	7,400円	538,200円	545,600円	7,400円
4,500,000円	433,800円	442,100円	8,300円	586,200円	594,500円	8,300円
5,000,000円	471,800円	481,200円	9,400円	634,200円	643,600円	9,400円
5,500,000円	509,800円	520,100円	10,300円	682,200円	692,500円	10,300円
6,000,000円	547,800円	559,200円	11,400円	730,200円	741,600円	11,400円
6,500,000円	585,800円	598,100円	12,300円	778,200円	790,500円	12,300円
7,000,000円	623,800円	637,200円	13,400円	822,800円	836,200円	13,400円
7,500,000円	661,800円	676,100円	14,300円	851,900円	866,200円	14,300円
8,000,000円	693,600円	709,000円	15,400円	879,600円	895,000円	15,400円
8,500,000円	721,400円	737,700円	16,300円	907,400円	923,700円	16,300円
9,000,000円	749,100円	766,500円	17,400円	935,100円	952,500円	17,400円
9,500,000円	776,900円	795,200円	18,300円	960,000円	960,000円	0円
10,000,000円	800,000円	800,000円	0円	960,000円	960,000円	0円
10,500,000円	800,000円	800,000円	0円	960,000円	960,000円	0円
11,000,000円	800,000円	800,000円	0円	960,000円	960,000円	0円

※ 現行税率：医療分（所得割5.55%均等割26,000円賦課限度額61万円）支援分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）

※ 改定案：医療分（所得割5.75%均等割26,000円賦課限度額61万円）支援分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）

※ 〰️ より下は、医療分、支援分及び介護分の全てにおいて賦課限度額に到達する階層

世帯例別の所得階層別保険税額

モデルケース	単身33歳			単身43歳		
	総所得金額等	現行税率年税額①	改定案年税額②	比較②-①	現行税率年税額①	改定案年税額
0円	7割軽減 11,700円	7割軽減 11,700円	0円	7割軽減 16,200円	7割軽減 16,200円	0円
400,000円	5割軽減 24,700円	5割軽減 24,900円	200円	5割軽減 33,600円	5割軽減 33,800円	200円
800,000円	2割軽減 66,800円	2割軽減 67,800円	1,000円	2割軽減 88,200円	2割軽減 89,200円	1,000円
1,000,000円	89,800円	91,200円	1,400円	118,200円	119,600円	1,400円
1,200,000円	105,000円	106,800円	1,800円	137,400円	139,200円	1,800円
1,400,000円	120,200円	122,400円	2,200円	156,600円	158,800円	2,200円
1,800,000円	150,600円	153,600円	3,000円	195,000円	198,000円	3,000円
2,000,000円	165,800円	169,200円	3,400円	214,200円	217,600円	3,400円
2,500,000円	203,800円	208,100円	4,300円	262,200円	266,500円	4,300円
3,000,000円	241,800円	247,200円	5,400円	310,200円	315,600円	5,400円
3,500,000円	279,800円	286,100円	6,300円	358,200円	364,500円	6,300円
4,000,000円	317,800円	325,200円	7,400円	406,200円	413,600円	7,400円
4,500,000円	355,800円	364,100円	8,300円	454,200円	462,500円	8,300円
5,000,000円	393,800円	403,200円	9,400円	502,200円	511,600円	9,400円
5,500,000円	431,800円	442,100円	10,300円	550,200円	560,500円	10,300円
6,000,000円	469,800円	481,200円	11,400円	598,200円	609,600円	11,400円
6,500,000円	507,800円	520,100円	12,300円	646,200円	658,500円	12,300円
7,000,000円	545,800円	559,200円	13,400円	694,200円	707,600円	13,400円
7,500,000円	583,800円	598,100円	14,300円	742,200円	756,500円	14,300円
8,000,000円	621,800円	637,200円	15,400円	781,800円	797,200円	15,400円
8,500,000円	659,800円	676,100円	16,300円	819,800円	836,100円	16,300円
9,000,000円	697,100円	714,500円	17,400円	857,100円	874,500円	17,400円
9,500,000円	724,900円	743,200円	18,300円	884,900円	903,200円	18,300円
10,000,000円	752,600円	772,000円	19,400円	912,600円	932,000円	19,400円
10,500,000円	780,400円	800,000円	19,600円	940,400円	960,000円	19,600円
11,000,000円	800,000円	800,000円	0円	960,000円	960,000円	0円

※ 現行税率：医療分（所得割5.55%均等割26,000円賦課限度額61万円） 支援分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）

※ 改定案：医療分（所得割5.75%均等割26,000円賦課限度額61万円） 支援分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）

※ ーより下は、医療分、支援分及び介護分の全てにおいて賦課限度額に到達する階層

世帯例別の所得階層別保険税額

モデルケース 総所得金額等	単身68歳（年金収入等）			夫68歳 妻66歳（年金収入等）		
	現行税率年税額①	改定案年税額②	比較②-①	現行税率年税額①	改定案年税額②	比較②-①
0円	7割軽減 11,700円	7割軽減 11,700円	0円	7割軽減 23,400円	7割軽減 23,400円	0円
400,000円	7割軽減 16,900円	7割軽減 17,100円	200円	7割軽減 28,600円	7割軽減 28,800円	200円
800,000円	2割軽減 66,800円	2割軽減 67,800円	1,000円	5割軽減 74,600円	5割軽減 75,600円	1,000円
1,000,000円	89,800円	91,200円	1,400円	5割軽減 89,800円	5割軽減 91,200円	1,400円
1,200,000円	105,000円	106,800円	1,800円	2割軽減 128,400円	2割軽減 130,200円	1,800円
1,400,000円	120,200円	122,400円	2,200円	2割軽減 143,600円	2割軽減 145,800円	2,200円
1,800,000円	150,600円	153,600円	3,000円	189,600円	192,600円	3,000円
2,000,000円	165,800円	169,200円	3,400円	204,800円	208,200円	3,400円
2,500,000円	203,800円	208,100円	4,300円	242,800円	247,100円	4,300円
3,000,000円	241,800円	247,200円	5,400円	280,800円	286,200円	5,400円
3,500,000円	279,800円	286,100円	6,300円	318,800円	325,100円	6,300円
4,000,000円	317,800円	325,200円	7,400円	356,800円	364,200円	7,400円
4,500,000円	355,800円	364,100円	8,300円	394,800円	403,100円	8,300円
5,000,000円	393,800円	403,200円	9,400円	432,800円	442,200円	9,400円
5,500,000円	431,800円	442,100円	10,300円	470,800円	481,100円	10,300円
6,000,000円	469,800円	481,200円	11,400円	508,800円	520,200円	11,400円
6,500,000円	507,800円	520,100円	12,300円	546,800円	559,100円	12,300円
7,000,000円	545,800円	559,200円	13,400円	584,800円	598,200円	13,400円
7,500,000円	583,800円	598,100円	14,300円	622,800円	637,100円	14,300円
8,000,000円	621,800円	637,200円	15,400円	660,800円	676,200円	15,400円
8,500,000円	659,800円	676,100円	16,300円	695,400円	711,700円	16,300円
9,000,000円	697,100円	714,500円	17,400円	723,100円	740,500円	17,400円
9,500,000円	724,900円	743,200円	18,300円	750,900円	769,200円	18,300円
10,000,000円	752,600円	772,000円	19,400円	778,600円	798,000円	19,400円
10,500,000円	780,400円	800,000円	19,600円	800,000円	800,000円	0円
11,000,000円	800,000円	800,000円	0円	800,000円	800,000円	0円

※ 現行税率：医療分（所得割5.55%均等割26,000円賦課限度額61万円） 支援分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）

※ 改定案：医療分（所得割5.75%均等割26,000円賦課限度額61万円） 支援分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）

※ **————** より下は、医療分、支援分及び介護分の全てにおいて賦課限度額に到達する階層

小金井市国民健康保険税税率改定状況

資料5

年 度	医療分					後期高齢者支援金分			介護分			備考(法定限度額)
	応能割		応益割		限度額	応能割 所得割	応益割 均等割	限度額	応能割 所得割	応益割 均等割	限度額	
	所得割	資産割	均等割	平等割								
51	3.0%	14.5%	1,200円	1,980円	12万円							医療分:15万円
52												医療分:17万円
53												医療分:19万円
54	3.1%	20.5%	1,500円	2,400円	18万円							医療分:22万円
55	3.8%	23.7%	2,040円	3,000円	21万円							医療分:24万円
56	4.0%	25.0%	3,000円	5,040円	23万円							医療分:26万円
57												医療分:27万円
58												医療分:28万円
59												医療分:35万円
60												
61			4,800円		31万円							医療分:37万円
62												医療分:39万円
63					34万円							医療分:40万円
平成元年度												医療分:42万円
2												
3												医療分:44万円
4			7,200円		38万円							医療分:46万円
5												医療分:50万円
6	4.4%	20.0%	10,200円	6,000円	44万円							
7												医療分:52万円
8			10,800円		46万円							
9												医療分:53万円
10					50万円							
11												
12	4.5%	18.0%	13,200円	6,600円	52万円				0.7%	5,900円	7万円	介護分:7万円
13									0.92%			
14												
15												介護分:8万円
16	4.9%	16.0%	15,800円		53万円				0.96%	7,000円	8万円	
17												
18	5.17%	15.0%	20,000円						1.1%	10,300円		介護分:9万円
19												医療分:56万円
20	3.51%		7,000円		41万円	1.66%	13,000円	12万円				医療分:47万円 後期高齢者支援金分:12万円
21												介護分:10万円
22												医療分:50万円 後期高齢者支援金分:13万円
23					46万円			13万円			10万円	医療分:51万円 後期高齢者支援金分:14万円 介護分:12万円
24	4.5%		17,000円		50万円							
25					51万円			14万円			12万円	
26	4.8%	7.5%	21,000円			1.95%	14,000円	16万円	1.9%	16,000円	14万円	後期高齢者支援金分:16万円 介護分:14万円
27	5.5%	0.0%			52万円			17万円			16万円	医療分:52万円 後期高齢者支援金分:17万円 介護分:16万円
28					54万円			19万円				医療分:54万円 後期高齢者支援金分:19万円
29												
30			26,000円	0円	58万円							医療分:58万円
令和元年度	5.55%				61万円	2.05%	13,000円		2.00%	15,000円		医療分:61万円
2(案)	5.75%											

※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載

令和元年度 26市国民健康保険税（料）率等の状況

資料6

	国民健康保険税（料）率・賦課限度額															7割 5割 2割 軽減	6割 4割 軽減	
	基礎課税（賦課）分					後期高齢者支援金等課税（賦課）分					介護納付金課税（賦課）分							
	所得割 （%）	資産割 （%）	均等割 （円）	平等割 （円）	限度額 （万円）	所得割 （%）	資産割 （%）	均等割 （円）	平等割 （円）	限度額 （万円）	所得割 （%）	資産割 （%）	均等割 （円）	平等割 （円）	限度額 （万円）			
1	八王子市	5.80	—	31,000	—	61	1.90	—	12,000	—	19	1.70	—	13,000	—	16	○	
2	立川市	6.58	—	32,100	—	61	2.24	—	11,700	—	19	1.69	—	14,500	—	16	○	
3	武蔵野市	4.90	—	24,200	—	58	1.75	—	9,000	—	19	1.45	—	11,700	—	16	○	
4	三鷹市	4.80	—	25,900	—	54	1.80	—	10,000	—	19	1.40	—	12,500	—	16	○	
5	青梅市	5.70	—	26,600	—	61	1.80	—	9,600	—	19	1.65	—	9,800	—	16	○	
6	府中市	4.69	—	23,320	—	58	1.45	—	7,140	—	19	1.52	—	9,540	—	16	○	
7	昭島市	5.60	—	27,500	—	61	2.25	—	11,500	—	19	1.70	—	14,500	—	16	○	
8	調布市	5.00	—	26,300	—	58	1.79	—	9,300	—	19	1.58	—	10,900	—	16	○	
9	町田市	5.40	—	31,100	—	61	1.82	—	10,500	—	19	1.61	—	12,400	—	16	○	
10	小金井市	5.55	—	26,000	—	61	2.05	—	13,000	—	19	2.00	—	15,000	—	16	○	
11	小平市	5.51	—	23,700	—	58	2.05	—	11,400	—	19	1.55	—	15,500	—	16	○	
12	日野市	5.20	—	28,800	—	61	1.50	—	9,600	—	19	1.50	—	12,300	—	16	○	
13	東村山市	5.35	—	34,000	—	61	1.80	—	11,400	—	19	1.80	—	14,000	—	16	○	
14	国分寺市	4.90	—	28,000	—	58	1.51	—	12,000	—	19	1.13	—	14,000	—	16	○	
15	国立市	5.50	—	20,000	—	58	1.80	—	10,000	—	19	1.85	—	11,000	—	16	○	
16	福生市	4.80	—	25,000	—	61	2.00	—	11,900	—	19	1.55	—	12,400	—	16	○	
17	狛江市	5.25	—	26,000	—	61	1.83	—	10,400	—	19	1.68	—	12,600	—	16	○	
18	東大和市	6.28	—	29,700	—	61	1.91	—	9,200	—	19	1.93	—	10,800	—	16	○	
19	清瀬市	5.12	—	28,000	—	61	1.81	—	10,000	—	19	1.90	—	13,000	—	16	○	
20	東久留米市	4.90	—	32,900	—	61	1.97	—	12,700	—	19	1.67	—	14,000	—	16	○	
21	武蔵村山市	5.51	—	31,000	—	61	1.68	—	11,200	—	19	1.60	—	12,900	—	16	○	
22	多摩市	5.27	—	26,500	—	61	1.71	—	11,000	—	19	1.52	—	11,200	—	16	○	
23	稲城市	4.68	—	29,400	—	61	1.16	—	7,600	—	19	2.19	—	13,100	—	16	○	
24	羽村市	5.54	—	24,400	—	61	2.09	—	10,300	—	19	1.87	—	12,000	—	16	○	
25	あきる野市	5.03	—	22,100	7,200	61	1.62	—	9,000	—	19	1.53	—	12,000	—	16	○	
26	西東京市	5.41	—	31,600	—	58	1.68	—	6,500	—	19	1.64	—	14,300	—	16	○	
	市部平均	5.32	—	27,505	7,200	60	1.81	—	10,305	—	19	1.66	—	12,652	—	16	26	—

※網掛け部分は令和元年度から改定されている。